

## ■ 料金表

## 湖陽住宅団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	3月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	472.2840円 (437.30円)	479.3364円 (443.83円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	462.4560円 (428.20円)	469.5084円 (434.73円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 瑞樹団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	3月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	452.5740円 (419.05円)	459.6264円 (425.58円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	442.7460円 (409.95円)	449.7984円 (416.48円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 南森本

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	3月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	456.7968円 (422.96円)	463.8492円 (429.49円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	446.9688円 (413.86円)	454.0212円 (420.39円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 大浦・東蚊爪

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	3月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 2月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	444.3768円 (411.46円)	451.4292円 (417.99円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	434.5488円 (402.36円)	441.6012円 (408.89円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 料金計算式

早収料金 = 基本料金 + 従量料金単価 × ご使用量 [円未満切り捨て]

《具体的計算例》

 湖陽住宅団地で1カ月のご使用量が10.0m<sup>3</sup>の場合 (「湖陽住宅団地」の「料金表B」が適用されます)

 早収料金 = 732.8円 + 428.2円 × 10 m<sup>3</sup> = 5,014円 [円未満切り捨て]

→ ご請求額 (消費税込み) 5,415円

## 液化石油ガス料金 平成 31 年 3 月検針分

## ■ 原料価格の変動状況

## (1)平均原料価格の実績

	30年10月～30年12月 (3月検針分に適用)	30年9月～30年11月 (2月検針分に適用)
平均原料価格	67,980円/ト	71,240円/ト
LPG (プロパン) 平均輸入価格 (貿易統計値)	67,980円/ト	71,240円/ト
基準平均原料価格 <sup>※</sup>	86,340円/ト	

※ 料金改定時に設定した原料価格 (本市は平成26年9～11月の3ヶ月間の平均値)

 (2)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定方法

## ①原料価格変動額の算定

67,980円/ト (平均原料価格) - 86,340円/ト (基準平均原料価格) = ▲18,300円/ト [100円未満切捨て]

 ②1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定 (消費税抜き)

▲18,300円/ト (原料価格変動額) /100円× 0.204 <sup>※1</sup> = ▲37.34円/m<sup>3</sup> <sup>※2</sup>

※1 変動額100円につき単位料金を1m<sup>3</sup>あたり0.204円調整

※2 マイナス調整の時は小数第3位を切り上げし、プラス調整の時は小数第3位を切り捨てる

 (3)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の比較 (対前月/税抜き)

平成31年3月分 調整額(A)	平成31年2月分 調整額(B)	差額(A)-(B)
▲37.34円/m <sup>3</sup>	▲30.81円/m <sup>3</sup>	▲6.53円/m <sup>3</sup>

 (4)平均的なガス使用量のご家庭 (10m<sup>3</sup>/月<sup>※</sup>) における影響額 (一般料金:税込)

地区	平成31年3月分 適用料金 (A)	平成31年2月分 適用料金 (B)	影響額 (A) - (B)
湖陽住宅団地	5,415円	5,486円	▲71円
瑞樹団地	5,218円	5,288円	▲70円
南森本	5,260円	5,330円	▲70円
大浦・東蚊爪	5,136円	5,206円	▲70円

※ 10m<sup>3</sup>/月は、家庭用のお客さま1件あたりでの平均ガス使用量

(平均ガス使用量は、平成18年度～平成22年度の5カ年平均により算定しています)